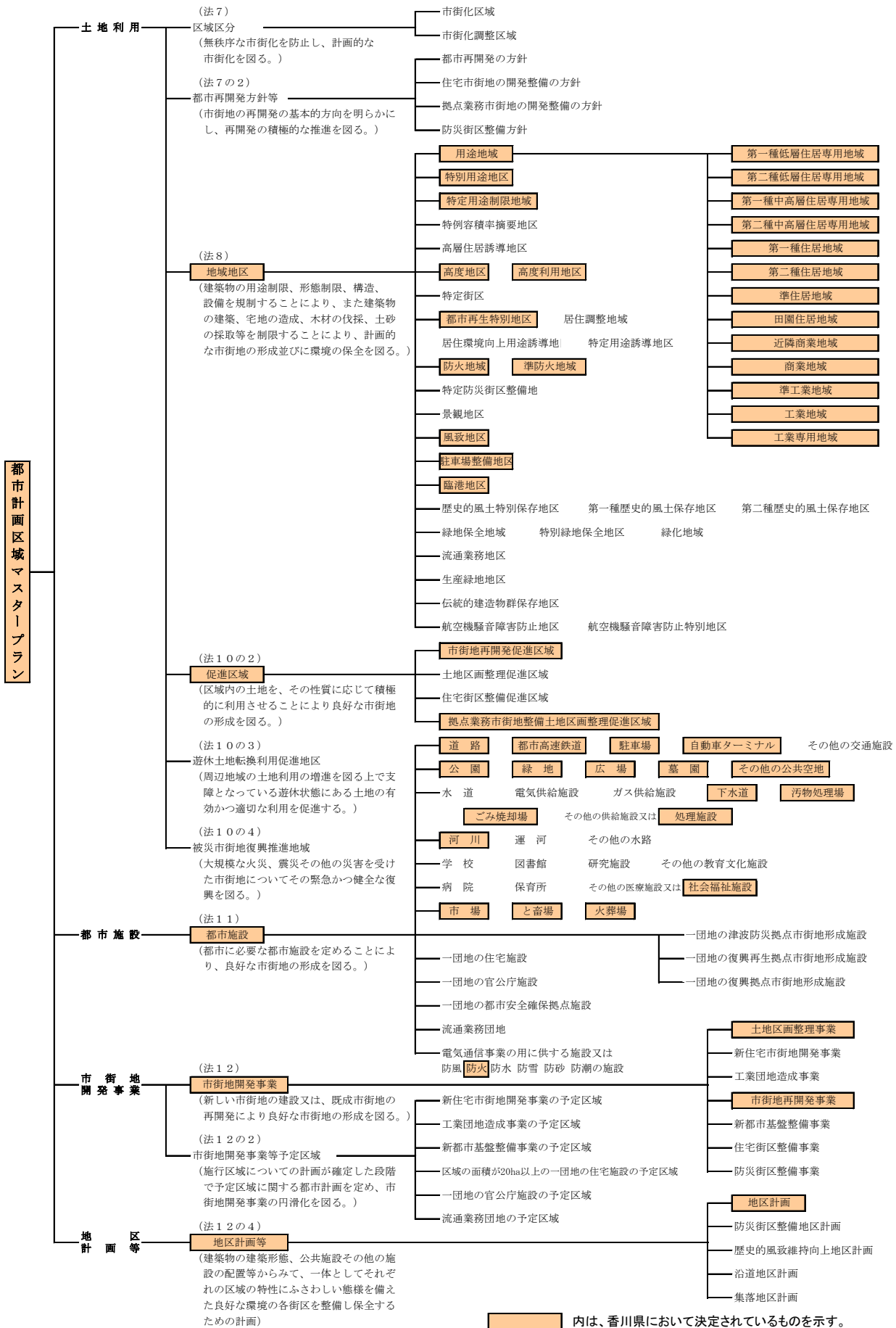


3. 都市計画の内容



4. 都市計画のしくみ

(1) 都市計画の決定

都市計画は本来、都市の住民のための計画であり、住民の生活に深い関わりがあります。このため、都市計画を定めるには、必要に応じて公聴会や説明会などを開催して住民の意見を聴き、知事の諮問機関である都市計画審議会の議を経ることとなっています。

なお、都市計画の中で広域的な見地から定める必要のあるものや、都市にとって根幹的な都市施設に関するものは県が、その他は市町が、それぞれ定めることになっています。

●都市計画を定める者（法第15条関係）

都市計画法	都市計画の種類	市町決定		県決定		関連法令
		県知事協議		国土交通大臣同意		
第6条の2 (都市計画区域の整備、開発及び保全の方針)	区域区分の決定の有無及び当該区域区分を定めるときはその方針			○		
	政令第12条第1項第3号から第5号に掲げるものに関する都市計画の決定の方針 (例:都市再生特別地区、一般国道、都市高速鉄道、国が設置する公園、一級河川、一団地の官公庁施設)			○		
	その他		○			
第7条(区域区分)				○		
第7条の2 (都市再開発方針等)	都市再開発の方針			○		都市再開発法第2条の3
	住宅市街地の開発整備の方針			○		大都市法第4条
	拠点業務市街地開発整備の方針			○		地方拠点都市法第30条
	防災街区整備方針			○		密集市街地整備法第3条
第8条(地域地区)	(用途地域) 第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 田園住居地域 近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域 工業専用地域	○				建築基準法第50、52～55条
	特別用途地区	○				建築基準法第49、50条
	特定用途制限地域	○				建築基準法第49条の2、50条
	特例容積率適用地区	○				建築基準法第57条の2～4
	高層住居誘導地区	○				建築基準法第57条の5
	高度地区	○				建築基準法第58条
	高度利用地区	○				建築基準法第59条

都市計画法	都市計画の種類	市町決定		県決定		関連法令
		県知事協議		国土交通大臣同意		
第8条(地域地区)	特定街区	○				建築基準法第60条
	都市再生特別地区			○		都市再生特別措置法第36条
	居住調整地域	○				都市再生特別措置法第89条
	居住環境向上用途誘導地区	○				都市再生特別措置法第94条の2
	特定用途誘導地区	○				都市再生特別措置法第109条
	防火地域、準防火地域	○				建築基準法第61～66条
	特定防災街区整備地区	○				密集市街地整備法第31条 建築基準法第67条
	景観地区	○				景観法第61条 建築基準法第68条
	風致地区	○				都市計画法第58条
	面積が10ha以上(2以上の市町村の区域にわたるもの)			○		
	駐車場整備地区	○				駐車場法第3条
	臨港地区	○				港湾法第2、38、38条の2
	重要港湾			○		
	国際戦略港湾、国際拠点港湾				○	
	歴史的風土特別保存地区				○	古都法第6条
	第一種歴史的風土保存地区 第二種歴史的風土保存地区				○	古都法第7条の2 明日香法第3条
	緑地保全地域	○				都市緑地法第5条
	2以上の市町村の区域にわたるもの			○		
	特別緑地保全地区	○				都市緑地法第12条
	面積が10ha以上(2以上の市町村の区域にわたるものに限る)			○		
	近郊緑地特別保全地区				○	首都圏保全法第4条、 近畿圏保全法第6条
	緑化地域	○				都市緑地法第34条
	流通業務地区				○	流通業務市街地整備法第4条
生産緑地地区	○				生産緑地法第3条	
伝統的建造物群保存地区	○				文化財保護法第143条	
航空機騒音障害防止地区 航空機騒音障害防止特別地区				○	航空機騒音対策法第4条	
第10条の2(促進区域)	市街地再開発促進区域	○				都市再開発法第7条
	土地区画整理促進区域	○				大都市法第5条
	住宅街区整備促進区域	○				大都市法第24条
	拠点業務市街地整備 土地区画整理促進区域	○				地方拠点都市法第19条
第10条の3(遊休土地 転換利用促進地区)		○				

都市計画法	都市計画の種類	市町決定		県決定		関連法令
		県知事 協議		国土交通 大臣同意		
第10条の4(被災市街地復興推進地域)		○				被災市街地復興特措法第5条
第11条(都市施設)	道路	○				
	県道、自動車専用道路(※1)			○		道路法第3条
	高速自動車国道、一般国道など(※1)				○	
	都市高速鉄道(※1)				○	
	駐車場	○				
	自動車ターミナル	○				
	空港(※1)			○		
	国際航空輸送網又は国内航空輸送網の拠点となる空港				○	空港法第4、5条
	その他の交通施設	○				
	公園、緑地	○				
	面積が10ha以上(県が設置するものに限る)(※1)			○		都市公園法第2条
	面積が10ha以上(国が設置するものに限る)(※1)				○	
	広場、墓園	○				
	面積が10ha以上(国又は県が設置するものに限る)(※1)			○		
	その他の公共空地	○				
	水道	○				
	水道用水供給事業の用に供する水道(※1)			○		水道法第3条
	電気供給施設、ガス供給施設	○				
	下水道	○				
	公共下水道で排水区域が2以上の市町村の区域にわたるもの(※1)			○		下水道法第2条
	流域下水道(※1)			○		
	汚物処理場、ごみ焼却場、ごみ処理場	○				
	産業廃棄物処理施設(※1)			○		
	その他の供給施設又は処理施設	○				
	河川・運河その他の水路	○				
	二級河川又は運河(※1)			○		河川法第5条
	一級河川(※1)				○	河川法第4条
	学校、図書館、研究施設 その他の教育文化施設	○				
	病院、保育所その他の医療施設 又は社会福祉施設	○				
	市場、と畜場又は火葬場	○				
一団地の住宅施設	○					
一団地の官公庁施設(※1)				○		
一団地の都市安全確保拠点施設	○					
流通業務団地(※1)			○		流通業務市街地整備法第7条	
一団地の津波防災拠点市街地形成施設	○				津波防災地域づくり法第17条	
一団地の復興再生拠点市街地形成施設	○				福島復興再生特別措置法第32条	

都市計画法	都市計画の種類	市町決定	県決定		関連法令
		県知事協議		国土交通大臣同意	
第11条(都市施設)	一団地の復興拠点市街地形成施設	○			大規模災害からの復興に関する法律第41条
	電気通信事業の用に供する施設	○			
	防風、防火、防水、防雪、防砂若しくは防潮の施設	○			
第12条(市街地開発事業)	土地区画整理事業	○			土地区画整合法第2条
	50haを超えるもの(国の機関又は県が施行すると見込まれるものに限る)		○		
	新住宅市街地開発事業	○			新住宅市街地開発法第4条
	工業団地造成事業	○			首都整備法第4、5条 近畿整備法第6、7条
	市街地再開発事業	○			都市再開発法第4条
	3haを超えるもの(国の機関又は県が施行すると見込まれるものに限る)		○		
	新都市基盤整備事業	○			新都市基盤整備法第4条
住宅街区整備事業	○			大都市法第31条	
20haを超えるもの(国の機関又は県が施行すると見込まれるものに限る)		○			
防災街区整備事業	○			密集市街地整備法第120条	
3haを超えるもの(国の機関又は県が施行すると見込まれるものに限る)		○			
第12条の2(市街地開発事業等予定区域)	新住宅市街地開発事業の予定区域			○	新住宅市街地開発法第2条の2
	工業団地造成事業の予定区域			○	首都整備法第3条の2 近畿整備法第5条の2
	新都市基盤整備事業の予定区域			○	新都市基盤整備法第2条の2
	区域の面積が20ha以上の一団地の住宅施設の予定区域	○			
	一団地の官公庁施設の予定区域			○	
	流通業務団地の予定区域			○	流通業務市街地整備法第6条の2
第12条の4(地区計画等)(※2)	地区計画	○			都市計画法第12条の5
	防災街区整備地区計画	○			密集市街地整備法第32条
	歴史的風致維持向上地区計画	○			歴史まちづくり法第31条
	沿道地区計画	○			沿道整備法第9条
	集落地区計画	○			集落地域整備法第5条

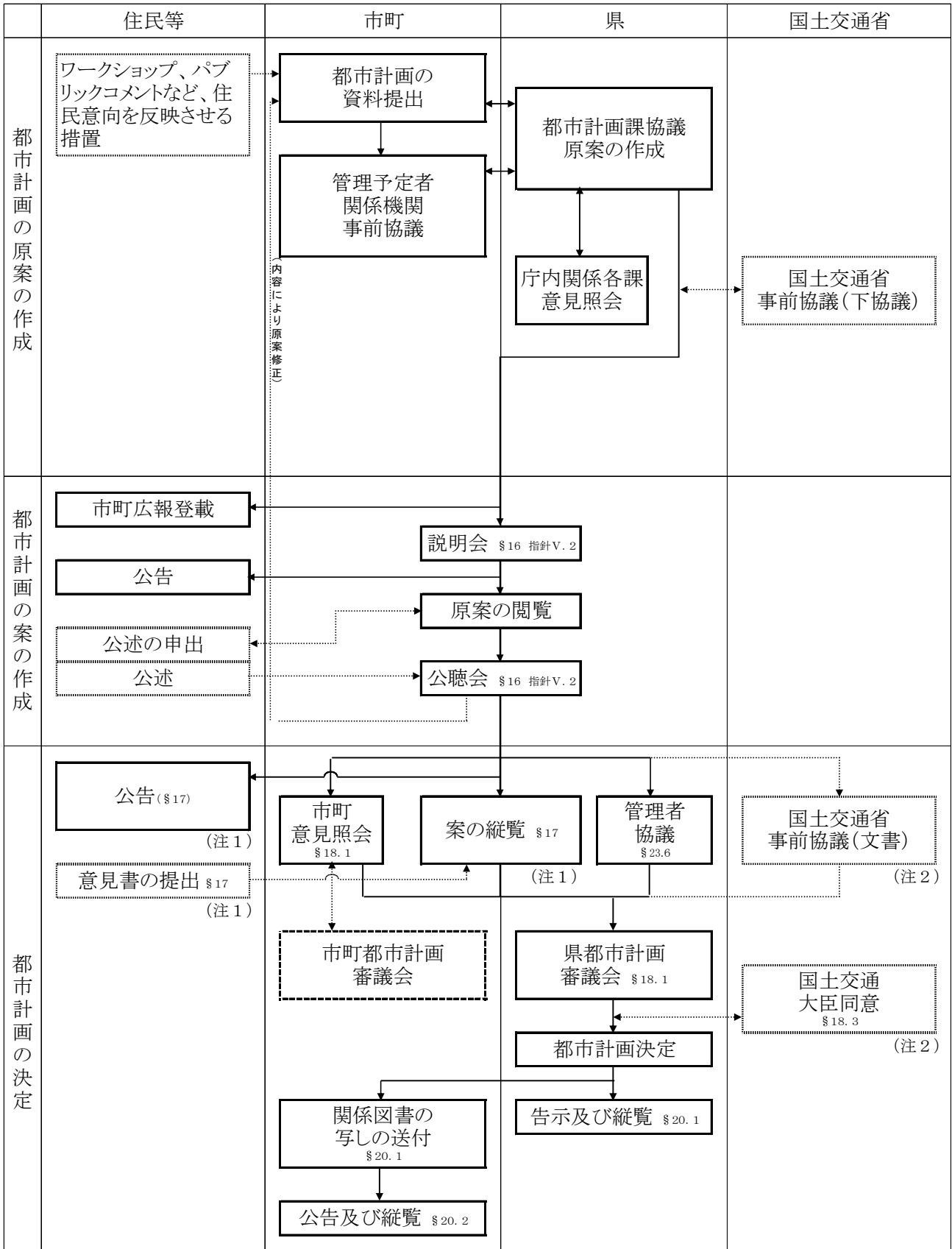
※1 市町村合併その他の理由により、法15条第1項第5号に該当する都市計画が該当しないこととなったとき、又は同号に該当しない都市計画が同号に該当することとなった時は、当該都市計画は、それぞれ市町又は県が決定したものとみなす。

※2 地区計画等に定める事項のうち、県知事協議等を要するものは、都市計画法施行令第13条を参照すること。

※3 市町が定める都市計画は、議会の議決を経て定められた当該市町の建設に関する基本構想に即し、かつ、県が定めた都市計画に適合したものでなければならない。

※4 市町が定めた都市計画が、都道府県が定めた都市計画と抵触するときは、その限りにおいて、都道府県が定めた都市計画が優先する。

●都市計画決定の流れ（県が定める場合）

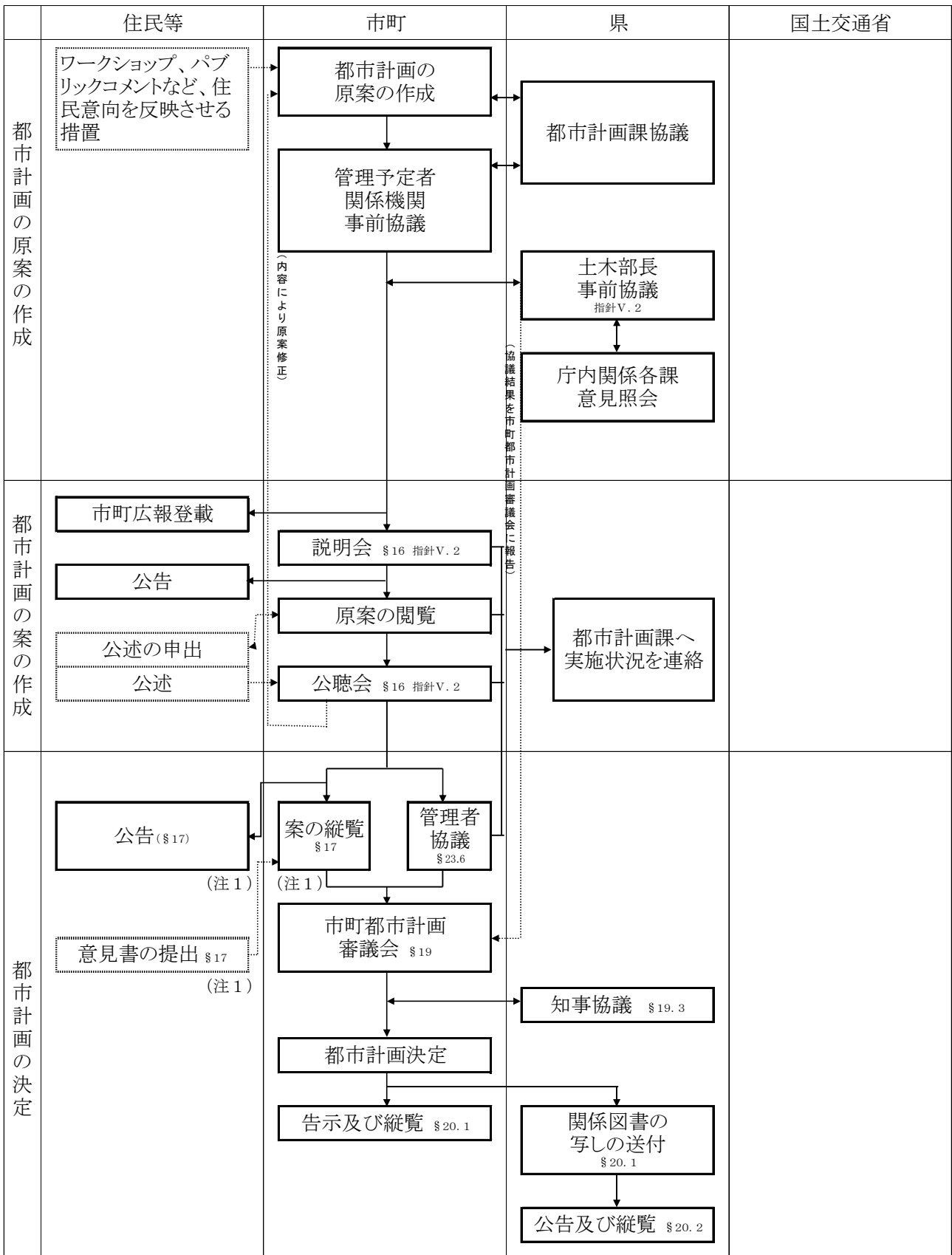


(注1) 名称のみの変更の場合には手続きを要しない。

(注2) 国土交通大臣の同意については、名称のみの変更又は位置、区域、面積、構造等の軽易な変更については手続きを要しない。

●都市計画決定の流れ（市町が定める場合）

香川県内では、都市計画区域を有する全ての市町（8市8町）が市町都市計画審議会を設置しています。



（注1） 名称のみの変更の場合には手続きを要しない。

(2) 環境影響評価

環境影響評価法、香川県環境影響評価条例（平成25年3月22日改正）に規定された対象事業規模以上の都市施設を都市計画に定める場合には、事業者に代わって都市計画決定権者が都市計画手続きと併せて環境影響評価を行うとされています。

環境影響評価の対象となる事業の概要

対象事業の区分	環境影響評価法		香川県環境影響評価条例
	第1種事業	第2種事業	
道路			
高速自動車国道	すべて	—	—
首都高速道路など	4車線以上のもの	—	—
一般国道	4車線以上・10km以上	4車線以上・7.5km～10km	4車線・7.5km以上
県道	—	—	4車線・7.5km以上
市町村道	—	—	4車線・7.5km以上
林道	幅員6.5m以上・20km以上	幅員6.5m以上・15km～20km	—
その他の道路	—	—	4車線・7.5km以上
河川			
ダム	湛水面積100ha以上	75ha～100ha	75ha以上
堰	湛水面積100ha以上	75ha～100ha	—
放水路・湖沼開発	土地改変面積100ha以上	75ha～100ha	—
鉄道			
新幹線鉄道	すべて	—	—
鉄道	長さ10km以上	7.5km～10km	すべて（改良は7.5km以上）
軌道	長さ10km以上	7.5km～10km	—
飛行場	滑走路長2,500m以上	1,875m～2,500m	1,875m以上
発電所			
水力発電所	出力3万kW以上	2.25万kW～3万kW	—
火力発電所	出力15万kW以上	11.25万kW～15万kW	※工場・事業場に同じ
地熱発電所	出力1万kW以上	7,500kW～1万kW	—
原子力発電所	すべて	—	—
風力発電所	出力5万kW以上	3.75万kW～5万kW	5,000kW以上
太陽電池発電所	出力4万kW以上	3万kW～4万kW	※工場・事業場に同じ
工場・事業場			
（製造業、電気事業及びガス事業に係るもの）	—	—	面積20ha以上 又は排ガス10万m ³ /時以上 又は排水1万m ³ /日以上
廃棄物処理施設			
焼却施設	—	—	処理能力250t/日以上
し尿処理施設	—	—	処理能力200k1/日以上
最終処分場	面積30ha以上	25ha～30ha	25ha以上
埋立て、干拓	面積50ha超	40ha～50ha	40ha以上 （工場等の立地が予定されているもの又は鳥獣保護区等15ha以上）
下水道終末処理場	—	—	処理区域人口15万人以上
土地区画整理事業	面積100ha以上	75ha～100ha	75ha以上
新住宅市街地開発事業	面積100ha以上	75ha～100ha	—
宅地の造成の事業	面積100ha以上 （（独）中小企業基盤整備機構又は（独）都市再生機構が行うものに限る。）	75ha～100ha （（独）中小企業基盤整備機構又は（独）都市再生機構が行うものに限る。）	住宅用地30ha以上
工業団地造成事業（※1）	面積100ha以上	75ha～100ha	面積20ha以上 又は排ガス10万m ³ /時以上 又は排水1万m ³ /日以上
新都市基盤整備事業	面積100ha以上	75ha～100ha	—
流通業務団地造成事業	面積100ha以上	75ha～100ha	20ha以上
レクリエーション施設用地造成事業	—	—	20ha以上
土石の採取	—	—	20ha以上
港湾計画（※2）	埋立・掘込み面積の合計300ha以上	—	—
その他	—	—	上記に掲げる事業と同程度の影響を環境に及ぼすおそれがあるものとして知事が認める事業

※1 「宅地」には、住宅地以外にも工場用地なども含まれる。

※2 港湾計画については、特例の手続きを実施することとなる。

都市計画に定められる対象事業等に関する特例の手続きの流れ

